

がん登録等の推進に関する法律の施行に伴う部会の設置について

がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）が平成 25 年 12 月 13 日
公布、平成 28 年 1 月 1 日から施行され、新たにごんと診断された方の情報を登録
する全国がん登録が実施される。

全国がん登録で収集・記録された個人情報利用・提供等については、「審議会
その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない」とされている。

この「審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）」として、
千葉県がん対策審議会に部会を設置して対応することとしたい。

○審議会等の意見を聴かなければならない事項（詳細は裏面のとおりに）

①都道府県知事による利用等（法第 18 条第 2 項）

知事が都道府県がん情報等*を利用するとき等

②市町村等への提供（法第 19 条第 2 項）

市町村長等へ都道府県がん情報等を提供するとき

③その他への提供（法第 21 条第 10 項）

がんに係る調査研究を行う者へ都道府県がん情報を提供するとき等

④都道府県がんデータベース（法第 22 条第 2 項・第 4 項）

- ・届出対象情報以外の情報を都道府県がんデータベースに整備するとき
- ・都道府県がん情報を匿名化するとき

⑥全国がん登録に類する事業等（法施行令第 6 条第 3 項）

調査研究における有用性が認められる情報を保有する者を指定するとき

⑦都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者（法施行令第 8 条第 2 項）

知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として、がん医療等について科学的
知見を有する者を指定するとき

※都道府県がん情報等

□都道府県がん情報（法第 2 条第 7 項）

⇒法に基づき整備されたデータベースに記録されている情報（全国がん登録情報）の
うち利用しようとする都道府県の名称（患者の住所、診断した病院）が記録された
がんに係る情報

□特定匿名化情報（法第 2 条第 10 項）

- ⇒・全国がん登録情報で罹患した者の識別ができる状態で保存する期間（100 年）を
経過し匿名化したもの
- ・厚生労働大臣が調査研究を行う者から求められる頻度が高いと見込まれる情報を
あらかじめ匿名化したもの

○委員構成

3 名：千葉県がん対策審議会委員 2 名・臨時委員 1 名

※次の①及び②が含まれるものとする。（法第 18 条第 3 項）

- ①がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者
- ②個人情報の保護に関する学識経験のある者

○開催頻度 年 1 ～ 2 回（見込み）

■ 審議会等の意見を聴かなければならない事項

| 根拠条文 | 審議会等の意見を聴かなければならない事項 |
|------------------------|---|
| <p>法 18 条 2 項</p> | <p>(都道府県知事による利用等) 例：千葉県がん登録事業報告書の作成等</p> <p>[18 条 1 項] 都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんの調査研究のため</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知事が都道府県がん情報等を利用するとき ○ 都道府県がん情報等を次の者に提供するとき <ul style="list-style-type: none"> (1 号) 県が設立した地方独立行政法人 (2 号) 県若しくは県が設立した地方独立行政法人から調査研究の委託を受けた者又は県若しくは県が設立した地方独立行政法人と共同して調査研究を行う者 (3 号) 2 号に準ずる者として知事が定める者 ○ [18 条 2 項] 18 条 1 項 3 号の者を定めるとき |
| <p>法 19 条 2 項</p> | <p>(市町村等への提供) 例：がん検診の精度管理等</p> <p>[19 条 1 項] 市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんの調査研究のため</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県がん情報のうち、当該市町村の名称が記録されているがん情報又はこれに係る特定匿名化情報の提供を次の者から提供の求めを受けて提供を行うとき <ul style="list-style-type: none"> (1 号) 市町村長又は市町村が設立した地方独立行政法人 (2 号) 市町村若しくは市町村が設立した地方独立行政法人から調査研究の委託を受けた者又は市町村若しくは市町村が設立した地方独立行政法人と共同して調査研究を行う者 (3 号) 2 号に準ずる者として市町村長が定める者 |
| <p>法 21 条 10 項</p> | <p>(その他の提供) 例：研究利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [21 条 8 項] 調査研究を行う者から都道府県がん情報の提供の求めを受け一定の要件に該当する場合に提供を行うとき ○ [21 条 9 項] 調査研究を行う者から都道府県がん情報につき匿名化が行われた情報の提供の求めを受け一定の要件に該当する場合に都道府県がん情報の匿名化及び匿名化を行った情報の提供を行うとき |
| <p>法 22 条 2 項</p> | <p>(都道府県がんデータベース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 22 条 1 項 2 号の情報を都道府県がんデータベースとして整備するとき <ul style="list-style-type: none"> (2 号) 都道府県内の病院等の管理者、市町村その他のがんに係る調査研究における情報を保有する者として政令で定める者から得られた届出対象情報以外のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報 |
| <p>法 22 条 4 項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ [22 条 3 項] 都道府県がん情報の匿名化を行うとき <ul style="list-style-type: none"> ※ 令 4 条 1 項の規定により 100 年経過後とされたため当面は審議対象外 |
| <p>令 6 条 3 項</p> | <p>(全国がん登録に類する事業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令 6 条 2 項 9 号の調査研究における有用性が認められる情報を保有する者の指定を行うとき |
| <p>令 8 条 2 項</p> | <p>(都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として、がん医療等について科学的知見を有する者の指定を行うとき |